建設業者監督処分一覧表

〔令和６年度〕

	許 可 番 号	建　設　業　者　名	処分の内容	処分年月日
1	石第20301号	株式会社モエレ産業	指示	令和６年(2024年)４月25日
2	後第01343号	北悠建設株式会社	営業停止	令和６年(2024年)５月22日
3	石第19164号	コスモ建設株式会社	指示	令和６年(2024年)５月25日
4	胆第05117号	株式会社苫小牧清掃社	指示	令和６年(2024年)６月７日
5	空第01242号	渡部建設株式会社	指示	令和６年(2024年)６月８日
6	渡第04366号	有限会社函館仮設	指示	令和６年(2024年)６月13日
7	石第01927号	第一電気工業株式会社	指示	令和６年(2024年)６月29日
8	日第00364号	株式会社エイチツーオー北海道	営業停止	令和６年(2024年)７月19日
9	日第00758号	株式会社畑中設備工業	指示	令和６年(2024年)８月８日
10	胆第04802号	株式会社山商	許可取消	令和６年(2024年)11月13日
11	上第05155号	幌加内土建株式会社	指示	令和７年(2025年)１月21日
12	石第19799号	株式会社ファンズコムテック	指示	令和７年(2025年)１月27日
13	石第21867号	株式会社ニーズプロジェクト	許可取消	令和７年(2025年)３月５日
14	石第17952号	ユニティ株式会社	営業停止	令和７年(2025年)３月８日
15	上第01892号	株式会社イハラ	指示	令和７年(2025年)３月28日

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社モエレ産業	代表者氏名	小林　麻美
主たる営業所の所在地	札幌市北区新琴似５条 12 丁目３－５		
許可番号	北海道知事許可 （般－１）石 第 20301 号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業　解体工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和６年(2024 年)４月 25 日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第 28 条第１項（第 28 条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第 28 条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

株式会社モエレ産業が令和５年２月 14 日に札幌市西区所在の木造２階建住宅解体工事において被災者に後遺障害を伴う不全脊髄損傷の重傷を負わせたことにより、令和５年 12 月 25 日に労働安全衛生法違反で札幌簡易裁判所にて罰金刑に処せられ、刑が確定した。

このことは、建設業法第 28 条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道後志総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	北悠建設株式会社	代表者氏名	髙橋　栄
主たる営業所の所在地	余市郡余市町大川町１４丁目１８番地２５		
許可番号	北海道知事許可（般－01）後第1343号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和６年５月２２日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同条第１項第３号該当）		
処分の内容 営業停止期間：令和６年６月５日から令和７年６月４日までの１年間 営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止			
処分の原因となった事実	贈賄罪		
同社の前社長は令和２年１２月下旬頃から令和５年８月中旬頃にかけ、６回にわたり、余市町発注の複数の建物解体工事に関連し、事業費算出のための参考見積を提出する業者に選ばれた見返りとして、役場課長に合計４２万円相当の商品券を供与した。 上記事由について、札幌地方裁判所において、懲役１０月（執行猶予３年）の刑が確定した。 このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当するものである。			
その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。		

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	コスモ建設株式会社	代表者氏名	高山　寿彦
主たる営業所の所在地	札幌市清田区清田１条１丁目５番１号		
許可番号	北海道知事許可（般－２）石 第19164号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和６年(2024年)５月25日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（第28条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働基準法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	労働基準法違反

コスモ建設株式会社は、令和４年９月 26 日、札幌東労働基準監督署の労働基準監督官が臨検監督した際、同社の取締役が労働基準監督官の尋問に対し虚偽の陳述をしたことにより、令和６年３月１日に労働基準法違反で札幌簡易裁判所にて罰金刑に処せられ、刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道胆振総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社苫小牧清掃社	代表者氏名	山本　浩喬
主たる営業所の所在地	苫小牧市字糸井４０２番地１４		
許可番号	北海道知事許可 （般－２）胆第５１１７号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和６年６月７日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（第２８条第１項第３号該当）		

処分の内容
　建設業法第２８条第１項に基づく指示処分
　労働災害事故の防止に努めるとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、建設業者として適正な業務を確保すること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

　株式会社苫小牧清掃社は、厚真町所在の苫東厚真発電所１号機の工事現場において、石炭灰が堆積したホッパー吸引作業を行わせるに当たり、石炭灰に埋没することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるにも関わらず、危険防止の措置を講じないまま作業を行わせた。
　このことにより、労働安全衛生法違反で起訴され、法人が苫小牧簡易裁判所において略式命令を受け、令和６年４月１９日に罰金刑が確定した。
　このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道空知総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	渡部建設株式会社	代表者氏名	渡部　克裕
主たる営業所の所在地	雨竜郡沼田町字旭町15番地９		
許可番号	北海道知事許可 （特-03 ）空 第1242号	許可を受けている建設業の種類	土、とび、管、舗、園、水、解

２．処分に関する事項

処分年月日	令和６年６月８日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（建設業法第28条第１項第３号該当）		

処分の内容

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守し、違反行為の再発防止のため適切な措置を講じて、建設業者として適正な業務を確保すること。

処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

渡部建設株式会社の役員は、令和２年５月18日、雨竜郡沼田町字旭町15番２「渡部建設株式会社敷地内」において、廃棄物であるベニヤ板等合計約10.8キログラムを焼却した。

このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反として、深川簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道渡島総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社函館仮設	代表者氏名	玉井　大輔
主たる営業所の所在地	北海道亀田郡七飯町字藤城23番地４		
許可番号	北海道知事許可 （般－４）渡第4366号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和６年６月１３日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第28条第１項（第28条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第28条第１項に基づく指示処分

１　今回の違反行為の再発を防ぐため、次の事項について必要な措置を講ずること。

⑴　処分の対象となった違反行為に対して遵守すべき法令の内容を把握し、再発防止に資する業務管理体制を構築するとともに、社内規範を整備すること。

⑵　今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について役職員に対し、速やかに周知し、法令遵守の重要性を強く意識付けすること。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

有限会社函館仮設は、令和５年６月３日に北斗市浜分小学校体育館屋根改修工事において、労働者に高さ12.8メートルの体育館屋上で作業させる際、要求性能墜落防止用具を使用させる等して墜落防止の措置を講じていなかったため、結果として労働者が墜落し、負傷する労働災害が発生した。

このことにより、令和６年４月23日に函館簡易裁判所において労働安全衛生法違反として法人に対し罰金20万円の判決を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

その他参考となる事項	北海道労働局からの建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	第一電気工業株式会社	代表者氏名	内海　みどり
主たる営業所の所在地	札幌市中央区南５条西 14 丁目２番２号		
許可番号	北海道知事許可 （特－２）石 第 1927 号	許可を受けている建設業の種類	電気工事業　電気通信工事業 消防施設工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和６年(2024 年)６月 29 日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第 28 条第１項（第 28 条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第 28 条第１項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働基準法その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	労働基準法違反

令和３年５月 24 日頃、労働者との労働契約の締結に際し、賃金の決定、計算及び支払の方法等に関する事項について、書面を交付する方法により労働条件を明示しなかったことにより、第一電気工業株式会社、同社役員が労働基準法違反で札幌簡易裁判所にて罰金刑に処せられ、最高裁判所において上告が棄却されたことで刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：　北海道日高振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社エイチツーオー北海道	代表者氏名	畑中 孝允
主たる営業所の所在地	北海道日高郡新ひだか町三石東蓬莱１１番地４		
許可番号	北海道知事許可 （般－１）日第３６４号	許可を受けている建設業の種類	管工事業、水道施設工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和６年７月１９日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項及び第３項（同条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第３項に基づく営業停止
営業停止期間：令和６年８月１日から令和６年８月３０日までの３０日間
営業停止範囲：業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止

建設業法第２８条第１項に基づく指示
今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法及び関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社エイチツーオー北海道は、建設業法第２７条の２３第１項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を有しないまま、令和３年１２月に北海道教育庁発注の工事契約を１件締結した。
また、偽造した経営事項審査結果通知書を用いて、新ひだか町の入札に参加し、令和６年４月及び５月に同町発注の工事契約を２件締結した。
このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して、建設業法第２９条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：　北海道日高振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社畑中設備工業	代表者氏名	畑中 孝允
主たる営業所の所在地	北海道様似郡様似町大通２丁目４９番地の３		
許可番号	北海道知事許可 （般･特－３）日第７５８号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、 とび・土工工事業、 管工事業、水道施設工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和６年８月８日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（同条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項に基づく指示

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法及び関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

株式会社畑中設備工業は、建設業法第２７条の２３第１項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を有しないまま、令和４年１２月に日本中央競馬会発注の工事契約を１件、令和６年３月に様似町発注の工事契約を１件締結した。

このことは、建設業法第２８条第１項第２号に該当するものである。

その他参考となる事項	

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁：北海道胆振総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社山商	代表者氏名	山田　正男
主たる営業所の所在地	北海道苫小牧市双葉町３丁目20番３号		
許可番号	北海道知事許可 （般－５）胆　第4802号	許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和6年（2024年）11月13日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項（第29条第1項第2号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第１項に基づく許可の取消			
処分の原因となった事実	覚醒剤取締法違反		
株式会社山商の役員は、令和3年（2021年）4月2日付けで懲役刑に処せられ、その刑の執行を終わり、その刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当していたことが判明した。このことは、建設業法第29条第１項第２号に該当するものである。			
その他参考となる事項			

建設業を営む者に関する監督処分簿

監督処分庁：北海道上川総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	幌加内土建株式会社	代表者氏名	阿部　勝次
主たる営業所の所在地	雨竜郡幌加内町字幌加内３１８番地		
許可番号	北海道知事許可 （般・特－２）上第５１５５号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年１月２１日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（第２８条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項第３号に基づく指示

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、労働災害の再発防止に努め、現場における安全管理体制のより一層の整備、強化を行うこと。

処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反

幌加内土建株式会社及び同社役員は、令和６年（2024 年）１月１９日、公共施設において、労働者に高さ２．７５メートルの建築物の屋根で雪下ろし作業を行わせるにあたり、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落防止の措置を講じなかったため、労働者３名が屋根から墜落し、うち２名が負傷する労働災害を発生させた。

このことにより、労働安全衛生法第２１条第２項違反として、令和６年８月１日、深川簡易裁判所においてそれぞれ罰金２０万円の略式命令を受け、刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道労働局から建設業相互通報制度による通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社ファンズコムテック	代表者氏名	小野　満俊
主たる営業所の所在地	札幌市北区百合が原 11－187		
許可番号	北海道知事許可 （般－４）石 第 19799 号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業　建築工事業 とび・土工工事業　石工事業 電気工事業　管工事業 舗装工事業　塗装工事業 造園工事業　水道施設工事業 解体工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年(2025 年) 1 月 27 日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項（第 28 条第 1 項本文該当）		

処分の内容

建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示処分

今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底を図るとともに、建設業法、その他関係法令を遵守し、再発防止に努め、建設業者として適正な業務に努めること。

処分の原因となった事実	建設業法違反

令和 6 年 3 月 6 日付けで北海道開発局と契約締結した「札幌公共職業安定所外構改修２３建築その他工事」については、国が発注する請負金額八千万円以上（建築一式工事）の工事であることから、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条により、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くこととされているにもかかわらず、営業所における専任の技術者を当該工事の主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するものである。

その他参考となる事項	北海道開発局から通報

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社ニーズプロジェクト	代表者氏名	小山　貴範
主たる営業所の所在地	札幌市西区西町南十四丁目1番22-203号		
許可番号	北海道知事許可 （般－３）石 第21867号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和7年(2025年)3月5日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（第8条第8号及び第12号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消処分			
処分の原因となった事実		建設業法違反	
株式会社ニーズプロジェクトの代表取締役は、建設業法第8条第8号及び第12号に規定する欠格事由に該当することが判明した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当するものである。			
その他参考となる事項	資格調査		

建設業を営む者に関する監督処分簿　　監督処分庁　　北海道石狩振興局

1　処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	ユニティ株式会社	代表者氏名	山本　有希
主たる営業所の所在地	札幌市中央区北６条西 22 丁目２－３		
許可番号	北海道知事許可 （般－３）石 第 17952 号	許可を受けている建設業の種類	建築工事業　大工工事業 屋根工事業　塗装工事業 防水工事業　内装仕上工事業 建具工事業　消防施設工事業 解体工事業

2　処分に関する事項

処分年月日	令和７年(2025 年)３月８日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第 28 条第３項（第 28 条第１項第２号該当）		

処分の内容

建設業法第 28 条第３項に基づく営業停止処分

営業停止期間：令和７年３月 20 日から令和７年３月 26 日までの７日間

営業停止範囲：地域、業種、公共・民間工事の範囲を限定せず営業の全部停止

処分の原因となった事実	建設業法違反

航空自衛隊第２航空団が発注した「空調機の設置」において、内容が管工事の種類に該当する建設工事であるにもかかわらず、管工事業の許可を有しないユニティ株式会社が契約金額 6,666,000 円で令和６年 12 月 19 日付けで契約締結した。

このことは、建設業法第 28 条第１項第２号に該当するものである。

その他参考となる事項	同社役員に対して建設業法第 29 条の４第１項に基づく営業禁止処分を行った。営業禁止の期間及び範囲は、営業停止処分と同一。

建設業を営む者に関する監督処分簿

監督処分庁：北海道上川総合振興局

１．処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社　イハラ	代表者氏名	長内　直樹
主たる営業所の所在地	旭川市東旭川町上兵村５３０番地		
許可番号	北海道知事許可 （般－４）上　第１８９２号	許可を受けている建設業の種類	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、解体工事業

２．処分に関する事項

処分年月日	令和７年３月２８日	処分を行った者	北海道知事
根拠法令	建設業法第２８条第１項（第２８条第１項第３号該当）		

処分の内容

建設業法第２８条第１項第３号に基づく指示

今回の違反行為を踏まえた上で、業務に関する法令遵守を徹底し、建設業者として適正な業務を確保するため、社内体制の再構築を含め再発防止策を策定し、令和７年（2025年）４月２８日までに来庁により提出し、その際に内容を報告すること。

処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

株式会社イハラの役員（代表取締役及び取締役）は、令和４年１０月２１日及び令和５年４月２５日、旭川市東旭川町上兵村の役員所有敷地内において、廃棄物である木の枝合計５．２２６キログラムを焼却した。

このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２５条第１項第１５号及び第１６条の２違反として、令和５年１２月１日、旭川簡易裁判所においてそれぞれ罰金２０万円の略式命令を受け、刑が確定した。

このことは、建設業法第２８条第１項第３号に該当するものである。

その他参考となる事項	